

## 学校における感染症の予防について（出席停止のおしらせ）

学校保健安全法により、下の感染症に罹患した時は、次の期間（但し、病状により、学校医・その他の医師において、その感染症の予防上、支障がないと認められたときは、この限りではない。）と示されていますので、出席停止を指示いたします。医師の診断がありましたら、早めに御連絡下さい。

お子さまを登校させられるときは、医師の診察、証明を受けられ、右の用紙を病院で書いて戴いた後、担任までお届けください。

学校に於いて特に予防すべき感染症の種類及び、出席停止の期間の基準

### 第1種 感染症予防法1類・2類感染症（結核を除く）・・・治癒するまで

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。次号及び第十九条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

（発生状況により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで、また、発生地域から通学する者については、必要と認めたとき学校医の意見を聞いて適当と認める期間）

### 第2種

- ・インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）
  - ・・・発症後5日経過しかつ解熱した後2日間(H24.4月～)
- ・百日咳
  - ・・・特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで（H24.4月～）
- ・麻疹（はしか）
  - ・・・解熱した後、3日を経過するまで
- ・風疹（3日はしか）
  - ・・・すべての発疹が消失するまで
- ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
  - ・・・腫れが出た後5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで（H24.4月～）
- ・咽頭結膜熱
  - ・・・主要症状が消退した後、2日を経過するまで
- ・水痘（水ぼうそう）
  - ・・・全ての発疹が痂皮化するまで
- ・結核
  - ・・・感染の恐れがなくなるまで

### 第3種 ・・・・・・・・・・・・・・・・・感染の恐れがなくなるまで

- ・腸管出血性大腸菌感染症
- ・腸チフス
- ・パラチフス
- ・急性出血性結膜炎
- ・細菌性赤痢
- ・流行性角結膜炎
- ・コレラ
- ・その他の感染症

（正しくは、これを基準に学校医または医師が診断します。）

※病院の先生方へ

お手数おかけ致しますが、御記入の上、本人または家族にお返し下さい。宜しくお願いいたします。

### 出席停止意見書

1. 相良中学校 \_\_\_\_年\_\_\_\_組 氏名\_\_\_\_\_

2. 疾病名 \_\_\_\_\_

3. 期間 自 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

至 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

切り取らないでこのまま提出してください。

### 登校証明書

相良中学校長 様

上記の疾病について

- ・治癒しました
- ・感染のおそれなくなりました

ので、登校に差し支えないことを証明します。

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

医師名\_\_\_\_\_印